

認可外保育施設等を利用の皆様へ



館山市教育委員会教育部こども課

子ども・子育て支援法の改正により、令和元年10月1日から、保育施設等を利用する、**3歳から5歳までの子供たちと、住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子供たち**の利用料が無償化（上限有り）されました。

ただし、無償となるためには、「保育の必要性の認定」が必要となりますので、裏面記載の書類を提出してください。なお、「保育の必要性の認定書類」は、**毎年必要**となりますので、子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（兼現況届）等の提出をお願いします。
※公立幼稚園入園願書を提出の際に給付認定申請をした方は、保育の必要性を証明する書類の提出をお願いします。

保育の必要性の認定・対象施設について

保育料無償化の対象になる場合は、館山市から「給付認定」を受ける必要があります。この「給付認定」は、児童の年齢と保育の必要性の有無によって3つの区分に分かれ、区分によって対象施設が異なります。

給付認定の判定が終わりましたら、施設等利用給付認定通知書を発行します。なお、給付認定を受けた場合であっても、申込み内容が事実と異なる場合や就労や世帯等の状況に変更が生じた場合は、届出が必要です。給付認定の取消、又は変更となることがあります。

認定区分	保育の必要性	対象施設
新1号認定	保育を必要としない	幼稚園、認定こども園（短時間）
新2号認定（※1）	保育を必要とする	保育園、認定こども園（長時間） 幼稚園預かり保育、地域型保育、 企業主導型保育事業、認可外保育 施設、一時預かり事業、病児保育 事業、ファミリー・サポート・セ ンター
新3号認定（※2）		

※1（新2号）満3歳になった後の4月1日から【月額上限3.7万円まで】

※2（新3号）住民税非課税世帯の0歳児から2歳児【月額上限4.2万円まで】

◆住民税額による算定の切替時期は、毎年9月です。

◆給食費等については、対象外となります。

◆認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします（複数利用可）。但し、保育所・こども園・預かり保育を実施している幼稚園（那古幼稚園）に通う場合は、認可外保育施設等は無償化の対象にはなりません。預かり保育を実施していない幼稚園に関しては、対象となります。

【幼稚園：月額上限2.57万円＋認可外保育施設等：月額上限1.13万円（複数利用可）】

【問合せ先】館山市役所 教育委員会 こども課 子育て支援係

TEL 0470-22-3496

子育てのための施設等利用給付認定にあたって必要な書類

※必要書類は、館山市ホームページからもダウンロードできます。

- ☐子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（現況届）
- ☐子育てのための施設等利用給付認定にあたっての確認表（同意書）
- ☐保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書
- ☐保育の必要性を証明する書類（下記参照）

⇒（**父母及び70歳未満の同居者全員分**が必要です。状況によって書類が異なりますので、下記表で確認してください。兄弟がいる場合で、保育所、学童クラブのお申込みの為、市役所こども課へ既に提出していただいている場合は必要ありません。）

☐状況に応じて、別途必要書類を提出していただく場合がございます。

☐保護者以外の同居者については、下記の状況に該当しない場合でも認定は可能です。

保護者の状況	認定できる期間	保育の必要性を証明する書類
月64時間以上の就労	就労が続いている間	就労証明書
下の子の出産前後	出産月とその前後 2 か月	母子手帳
疾病・負傷・障害	療養を必要としなくなるまで	・申立書（病気療養・介護・看護用） ・診断書（症状・保育できない期間の記載があること）／障害者・療育手帳（写） ／介護保険証（写）のいずれか
介護・看護・付添	介護等を必要としなくなるまで	
災害復旧	必要な期間	罹災証明書
求職活動	90 日間	求職活動申立書
就学	卒業（修了）予定月の末日まで	・入学許可証または在学証明書 ・時間割表
その他	必要な期間	

※保育を必要とする事由に変更があると認定区分が変更となる場合があります。ご家庭の状況に変更があった時には、必ず市役所こども課にて手続きをお願いします。

※提出期限：令和7年2月3日（月）～2月17日（月）

年度途中から利用する場合は、認定希望日の前月 15 日まで（申請日より遡っての認定はできませんのでご注意ください。）

提 出 先：館山市役所こども課